

大磯町地域福祉計画（素案）に対する意見募集の実施結果について

1 意見募集期間

令和5年1月16日（月）から2月14日（火）まで

2 意見提出者数及び意見件数

提出者数 6人、意見数 45件

3 提出方法別の人数

提出方法	人数
持参・郵送	1人
F A X	0人
電子メール・電子申請	5人
合 計	6人

4 提出された意見の概要及び町の考え方

No	意見の概要	町の考え方
1	素案の策定主体について 他の市町村では、素案（又は計画書）の表紙には、『〇〇町地域福祉計画・〇〇町社協地域福祉活動計画』（案）と連名で策定していることを示しています。大磯町でも社協と一体となった計画策定を行った方がよいのではないのでしょうか。	本計画は、町政の最上位計画「大磯町第五次総合計画」の施策の大綱「安全安心でいきいきとくらせるまちづくり」の推進に向けて、福祉の各分野の上位計画として、保健・医療・福祉分野全体を推進する指針となり、大磯町社会福祉協議会で作成している「大磯町地域福祉活動計画」とは連携していく計画になります。そのため、大磯町社会福祉協議会が策定している「大磯町地域福祉活動計画」につきましては、大磯町社会福祉協議会とも協議を行ってまいります。
2	表紙に計画期間の記載を	ご意見を踏まえ、表紙に計画期間の記載を行います。
3	P2 「地域生活課題」、「生活課題」、「地域課題」の使い分け（定義のようなもの）の記述が欲し	ご意見を踏まえ、表記の統一を図り、巻末資料に用語解説を行います。

	い。	
4	P2 「重層的…」の事業内容が見えない。	重層的支援体制整備事業については、「施策 3-6 重層的な地域福祉ネットワークの構築」の町が取り組むことに、「断らない相談支援を実施し、分野を超えた連携体制を強化するため、これまで各分野における制度の対象外となっていた、複雑化・複合化した課題について早期に支援につなげることができる体制の構築を進めてまいります。」と示してあります。
5	重層的支援体制整備事業実施計画の反映が見えない。(P36 課題で困難ケースの増加を認識しているが)P2 で創設されましたとあるが。	重層的支援体制整備事業については、複合化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」の「3つの支援」を柱として、「施策 3-6 重層的な地域福祉ネットワークの構築」のとおり取り組んでまいります。そのため、重層的支援体制整備事業実施計画を包含して本計画は作成しております。
6	P4 法 106 条の 5 を強調するか。計画素案の中でどの項目に該当するのか不明。整理すべきであるし、本来なら、別に計画を作ることが求められるのでは。	重層的支援体制整備事業実施計画について、別計画の策定を求められますが、本計画では、「施策 3-6 重層的な地域福祉ネットワークの構築」のとおり取り組んでまいります。そのため、重層的支援体制整備事業実施計画を包含して本計画は作成しております。
7	役割分担・仕分け図に「互助」を加えることについて 役割分担を自助・共助・公助の 3 分類しているが、地域福祉で一番重要になるのは「互助」です。4 分類にした方がよいと考えます。	ご意見を踏まえ、自助、共助（互助）、公助に変更いたします。

8	<p>P3 社会福祉協議会で作る「地域福祉計画」の期限が切れている中で、本計画を策定しても意味がないのでは。</p> <p>(1)で位置づけの意義の記載があるが、町民や関係者がこの計画を読んで、具体的に地域がどう変わるのか実感できるか、非常に疑問に思う。</p>	<p>本計画は、町政の最上位計画「大磯町第五次総合計画」の施策の大綱「安全安心でいきいきとくらすまちづくり」の推進に向けて、福祉の各分野の上位計画として、保健・医療・福祉分野全体を推進する指針となり、大磯町社会福祉協議会で作成している「大磯町地域福祉活動計画」とは連携していく計画になります。そのため、大磯町社会福祉協議会が策定している「大磯町地域福祉活動計画」につきましては、大磯町社会福祉協議会とも協議を行ってまいります。</p> <p>また、大磯町地域福祉計画に定めた各施策に対して、1点目の住民・地域・関係団体との協働による計画の推進。2点目の社会福祉協議会との連携。3点目の計画の普及啓発。これら3点の計画の推進体制を行っていくことで、誰もが住み慣れた地域で多様性が認められ安心して暮らせる、地域の支え合い、助け合いによる「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を推進していくこととなります。</p>
9	<p>社協との連携が重要だが、会長の意見は生かされているのか不明。施策の展開（P45～）では新たな事業はほとんど見当たらないので、この計画を受けて社協の計画を作ることもできなくはないか？また、P4の表ではいけないと思う。困った事態。P13で社協が育成しているボランティア登録団体数は減少。それに対する社協の認識は計画に反映されていない。</p>	<p>大磯町地域福祉計画策定委員会では、大磯町社会福祉協議会が推薦する者、大磯町地域包括支援センターが推薦する者と、協議を行っておりますので、大磯町社会福祉協議会の意見は反映されていると考えております。また、大磯町社会福祉協議会が策定している「大磯町地域福祉活動計画」につきましては、大磯町社会福祉協議会とも協議を行ってまいります。</p>

10	<p>P4 この項目の柱建てに、『大磯町自殺対策計画』もあるとよりよいと思います。地域福祉計画に示された各種相談活動は、自殺の予防施策としても効果的です。地域福祉計画は、命を守る活動ともいえます。</p> <p>地域福祉事業は、自殺の保護因子活動ともいえます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「大磯町自殺対策計画」を追加します。</p>
11	<p>P4 の諸計画の内容の紹介、計画期間の記述が必要。</p>	<p>ご意見を踏まえ、各計画の内容や計画期間について、巻末資料に用語解説をします。</p>
12	<p>P4 の成年後見人（第 14 条）はこのページでは突出しすぎている。不要と考える。P39 の③で充分</p>	<p>本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づく成年後見制度利用促進基本計画と、社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含するものとして策定しているため、掲載しております。</p>
13	<p>P5 計画期間 R5 年度から R9 年度までの 1 年毎の具体的な計画を示すべき？</p>	<p>5 年間をかけて、本計画の基本理念に取り組んでいくにあたり、地域福祉計画に定めた各施策に対して、1 点目の住民・地域・関係団体との協働による計画の推進。2 点目の社会福祉協議会との連携。3 点目の計画の普及啓発。これら 3 点の計画の推進体制を行っていくことで、誰もが住み慣れた地域で多様性が認められ安心して暮らせる、地域の支え合い、助け合いによる「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を推進していくこととなります。そのため、具体的な計画を示していませんが、計画の進捗状況や施策の効果の点検・評価を毎年度実施していきます。</p>

14	P5 地域福祉計画策定委員会の構成メンバーは？	ご意見を踏まえ、巻末資料に「大磯町地域福祉計画策定委員会委員名簿」を掲載します。
15	地域福祉計画策定委員会について 「計画の策定体制」では、「大磯町地域福祉計画策定委員会」を条例で設置したものと思いますが、町社協のかかわり及び委員の構成内容が明確にされていません。策定委員名簿を含めて載せてはどうかと考えます。	ご意見を踏まえ、巻末資料に「大磯町地域福祉計画策定委員会委員名簿」を掲載します。
16	策定委員会名簿が必要では。	ご意見を踏まえ、巻末資料に「大磯町地域福祉計画策定委員会委員名簿」を掲載します。
17	P34 課題と一緒に統一した方がいい。	ご意見を踏まえ、P34～P35の「大磯町のこれまでの福祉に関する町の取り組み」をP36～P39の「地域福祉の推進における課題」に統一し、それぞれの項目ごとに分けて記載します。
18	P38 「インフォーマル」は不適切。「個人的」示したどうか。	ご意見を踏まえ、「インフォーマル」を「身近な」に変更します。
19	P40 自助・公助・共助の「バランス」とは。計画実施に際し、バランスをとるのはどこか。誰か。(P63はわかりにくい)	「自助」「共助」「公助」の3つを、地域の実情に合った形でバランスよく適切に機能させる視点が重要になります。 また、住民一人ひとりと、地域・関係団体などがそれぞれの役割や特性を活かしながら、相互に連携・協力して地域における福祉課題の解決に取り組み、町は状況に応じてバランスがとれるように努めてまいります。
20	P41 「断らない相談支援」、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体	重層的支援体制整備事業について、「施策 3-6 重層的な地域福祉ネットワークの構築」の町が取り組むこと

	<p>制の構築を進める。とあるが誰がどのように進めるのか具体策がない。</p>	<p>に、「断らない相談支援を実施し、分野を超えた連携体制を強化するため、これまで各分野における制度の対象外となっていた、複雑化・複合化した課題について早期に支援につなげることができる体制の構築を進めてまいります。」と示してあります。</p>
21	<p>P43 けんこうプラン大磯（素案）のP12.13と同じ記載を。</p>	<p>ご意見を踏まえ、けんこうプラン大磯（素案）の記載方法を参考に変更します。</p>
22	<p>P45～P62 地域で取り組むことと、表現できないところに、未成熟さを感じる。社協が取り組むことが「町」の中に入っているのではなく、別立てであるべき。</p>	<p>大磯町地域福祉計画策定委員会において、「強制的に求めないほうがよい。」という意見をいただき、「地域で取り組めること」にしております。</p> <p>大磯町社会福祉協議会の取り組みにつきましては、ご意見を踏まえ、町の委託事業や補助事業などを掲載することとし、P46 大磯町福祉教育連絡会、P47 大磯町福祉作文コンクールは削除します。</p> <p>また、担当課を次のとおり変更します。</p> <p>P 45 大磯町社会福祉大会：福祉課（大磯町社会福祉協議会）</p> <p>P 47 小・中学校での福祉体験学習：学校教育課（大磯町社会福祉協議会）</p> <p>P 50 ボランティアグループの育成：福祉課（大磯町社会福祉協議会）</p>
23	<p>表記方法について 基本目標1・2・3における基本施策の中で「地域で取り組めること」の内容が「しましょう」と表記されている。一方で町が取り組むことでは「します」となっています。「町が取り組むこと」と同</p>	<p>大磯町地域福祉計画策定委員会において、「強制的に求めないほうがよい。」という意見をいただき、「地域で取り組めること」にしております。</p> <p>また、本計画は、町政の最上位計画「大磯町第五次総合計画」の施策の大綱「安全安心でいきいきとくらし</p>

	<p>様に地域住民が主体的に取り組む課題として動詞形で表現したほうがいいのではないかと考えます。</p> <p>また、この部分に関しては、P63 地域住民が自ら課題と捉えることが必要と考えます。住民参画型の地域福祉活動計画を合わせて策定する必要があると思うので、P63 の計画の推進体制の中に、地域独自の「福祉活動計画の策定」を位置づけてはどうかと考えます。</p>	<p>るまちづくり」の推進に向けて、福祉の各分野の上位計画として、保健・医療・福祉分野全体を推進する指針となり、大磯町社会福祉協議会で作成している「大磯町地域福祉活動計画」とは連携していく計画になります。そのため、大磯町社会福祉協議会が策定している「大磯町地域福祉活動計画」につきましては、大磯町社会福祉協議会とも協議を行ってまいります。</p>
24	<p>施策の展開について</p> <p>素案の第4章施策の展開「基本目標1」の「地域を支える人づくり」についてですが、町の行事に「地域福祉週間」を設け、その一環として「講演会」や「上映会」を学校体育館などで具体化して欲しいと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、取組を進めるうえで参考にさせていただくとともに、関係課と情報共有させていただきます。</p>
25	<p>P43 ①啓発・広報活動の充実、①情報を届ける仕組みの充実とあるが誰がどのように進めるのか具体策がない。</p>	<p>「施策 1-1 啓発・広報活動の充実」・「施策 1-2 多様な世代への福祉学習・教育の推進」を取り組んでいくことで課題の解決を図っていくことになります。</p>
26	<p>P44 地域コミュニティ（自治会、老人クラブ…）地域における様々な人や組織による取り組みとあるが自治会役員のなり手が集まらない、自治会々員数が減少している事や子供会・老人会の継続が危ぶまれている等、区長会でも話題になっているが、地域コミュニティをどう復活するかが取り組むべき重要な問題と考えるが町は地域コミュニティの現状をどう把握し、どう対策を打とうとし</p>	<p>共助にあたる地域コミュニティの人手不足による現状も踏まえ、地域に住む一人ひとりの取り組みである「自助」、ボランティアやNPO法人など地域における様々な人や組織による取り組みである「共助」、行政が主体となる取り組みである「公助」によってバランスよく支えあえるような施策を展開していくように努めていきます。</p>

	ているのか具体策が見えない。	
27	<p>P45、46、47、50、63 担当課に社会福祉協議会とあり、また P63 計画の推進に社会福祉協議会との連携とあるが社会福祉協議会にてしっかり議論されているのか？会長も変わったばかりであり、包括支援センターや学童の引継ぎ、また今年度決算及び来年度事業計画・予算作成等の業務が立て込んでいる状況と推察される。もっと時間をかけて社協と一緒に作成すべきと考える。何故町はしっかり時間をかけて社協と一緒に計画作成しないのか。</p>	<p>大磯町地域福祉計画策定委員会では、大磯町社会福祉協議会が推薦する者、大磯町地域包括支援センターが推薦する者と、協議を行っておりますので、大磯町社会福祉協議会の意見は反映されていると考えております。</p> <p>また、本計画は、町政の最上位計画「大磯町第五次総合計画」の施策の大綱「安全安心でいきいきとくらするまちづくり」の推進に向けて、福祉の各分野の上位計画として、保健・医療・福祉分野全体を推進する指針となり、大磯町社会福祉協議会で作成している「大磯町地域福祉活動計画」とは連携していく計画になります。そのため、大磯町社会福祉協議会が策定している「大磯町地域福祉活動計画」につきましては、大磯町社会福祉協議会とも協議を行ってまいります。</p>
28	<p>P45 各施策に「地域で取り組めること」及び「町が取り組むこと」が記載されているが目標スケジュールは？</p>	<p>福祉に関する各計画において、目標値などを定めており、それぞれの計画が地域福祉計画の理念に基づいて実施しております。</p> <p>また、本計画においては、目標スケジュールを示していませんが、計画の進捗状況や施策の効果の点検・評価を毎年度実施していきます。</p>
29	<p>P48 現在高齢者サロンや、子ども食堂等高齢者、児童を対象としたサロン活動が町内で行われています。一方で町内には、難病、がん末期患者、失業者、障がい者、ひきこもり等社会から脱落し孤立している人も多数います。彼ら</p>	<p>ご意見を踏まえ、「施策 1-3 交流活動の推進」の 4 行目～5 行目を次とおり変更します。</p> <p>「また、障がい者や高齢者をはじめ年代、理由を問わず、誰もが生きがいをもって生活できるよう、人との関わりあいや趣味などをきっかけと</p>

	<p>も、他者との交流の場を求めています。</p> <p>年代、理由を問わず支援を要する人が集える居場所があると、他者との交流の中で、再び生きる力が生まれてきます。そこに、社会規範が生まれ、犯罪抑止の力ともなります。</p>	<p>した社会参加がしやすい環境をつくります。」</p>
30	<p>P49 現在、自殺防止のためにゲートキーパー養成活動が、県内の各自治体で行われています。大磯町でも、地域福祉を担う人材のひとつとして、ゲートキーパーの育成に取り組んでいただきたいです。</p> <p>安全安心の町づくりの要となります。</p>	<p>ご意見を踏まえ、町が取り組めることとの取組・事業にゲートキーパー養成活動（担当課：スポーツ健康課）、内容は職員への研修を追加し、実施してまいります。</p>
31	<p>P51 子供の見守り体制の強化として、見守り、声掛けがあるが、下校時間などを回覧などで公にすることに問題はないか？学校側の意見を聞きたい。</p>	<p>下校時間などを回覧などで公にすることにつきまして、区長など地区へ渡している下校時刻に関しては、各地区内で回覧していただいて問題はありません。</p>
32	<p>P54 要支援者名簿への登録を地域が働きかけるようになっているが、町内会に入っていない方の把握は出来ない。</p> <p>全ての住民情報を把握しているのは町側であるので、町から積極的な働きかけをしてほしい。</p>	<p>避難行動要支援者制度については、地区や民生委員の方々のご協力も含め、制度の周知をしているところですが、自治会の加入状況については地区同様に全てを把握できていない状況です。そのため、町関係課や民生委員、福祉施設等と連携を図りながら、町内会に加入していない方への周知方法等について課題と捉え、考えてまいります。</p>
33	<p>P54、55 災害、防災に関して消防署、警察、病院、学校等の関連機関との連携、協力についての考え方が分からない。同様に他の施策でも地域、町以外にも関連機関があるのではないか？</p>	<p>本計画の「地域で取り組めること」とは、「地域において生活している、個人や家庭などの地域住民、地域コミュニティ（自治会、老人クラブ、福祉関係団体、民生委員など）、ボランティア、NPO法人、企業、事業</p>

		所、関係機関、行政などが取り組めること」をいいます。その内、地域の中で町が取り組むことを掲載しております。
34	P55 防犯と表裏一体で更生保護活動についても、記載するとよりよいと思います。現在町では、保護司、更生保護婦人会の方たちが、町内在住の元受刑者の更生保護活動に努めています。家庭環境等の理由で、社会から脱落してしまった人をサルベージするのも、地域福祉の役割といえます。町内には、児童自立支援施設の県立おおいそ学園もあるので、更生保護の記載があると望ましいと思います。	ご意見を踏まえ、「施策 2-3 安全・安心な環境整備」の町が取り組むことの取組・事業において、「大磯保護司会」、「大磯町保護司会」、「大磯地区更生保護女性会」の内容を変更します。
35	P57 このページからは、町民から町福祉課に相談があった場合、事業委託先の社会福祉法人に丸投げのように感じられます。町は、町内に暮らす3万余りの町民の生命財産を守る責務があると思います。そのため、町民からの初期相談の対応には、社会福祉の専門職である社会福祉士又は精神保健福祉士の配置が求められます。町の専門職員が司令塔となり、実働部隊である委託先の地域包括支援センター職員等と連携して、町民の福祉ニーズの問題解決に努めると記載した方が、町の主体性がでると思います。現在の在宅福祉サービスの多くは、契約サービスです。そうすると契約外のことは、支援対象外となる恐れがあります。制度から漏れた人、制度外の行為について	ご意見を踏まえ、「施策 3-2 包括的な相談支援体制の充実」の町が取り組むことで、取組・事業が「生活支援事業の実施」、「地域包括支援センター高齢者総合相談」、「地域包括支援センターの運営」の内容に「町」と「関係機関」、「町民福祉のニーズ」、「問題解決」を追記します。

	も、生活支援という視点からの適切な支援を図るようお願いします。	
36	P60 町が取り組むことの一覧表に、現在社協で行っている日常生活自立支援事業（＝地域福祉権利擁護事業）についても記載があると、より現実的です。日常生活自立事業から、成年後見事業に移行する人もいます。また、現在社協で行っている法人後見事業について、記載があるとよりよいと思います。	ご意見につきまして、大磯町社会福祉協議会に確認しましたが、成年後見事業は県からのモデル事業として実施しており、独自事業とのことです。本計画では、大磯町社会福祉協議会の取り組みにつきましては、町の委託事業や補助事業などを掲載しているのので、大磯町社会福祉協議会が策定している「大磯町地域福祉活動計画」に掲載するのが適切かと考えます。
37	P62 「重層的…」が「構築進める」では P2 の実施体制を目指すという記述とも関係すると思うが、P3 の 106 条の 5 で求められている計画の乖離がすぎると考える。	重層的支援体制整備事業については、複合化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」の「3つの支援」を柱として、「施策 3-6 重層的な地域福祉ネットワークの構築」のとおり取り組んでまいります。そのため、重層的支援体制整備事業実施計画を包含して本計画は作成しております。
38	P64 地域福祉計画は、町民の日常生活を支える重要な行政計画と察します。点検・評価作業においては、広く町民の参加を図るようにはしてもらおうと、より生きた計画になると思います。	大磯町地域福祉計画策定委員会の委員に公募町民を委嘱しております。今後、広く町民の意見等が反映できるような体制づくりについて、検討していきます。
39	P64 計画中の取組・事業は各々の計画の中で P D C A が行われているのでは。当該計画での P D C A の独自色が必要と考える。	評価におきましては、計画の進捗状況や施策の効果の点検・評価を毎年度実施していくことで、社会情勢や地域の変化を踏まえ、効果的な改善方策を進めていきます。
40	福祉計画・活動計画の策定及び推進について	ご意見を踏まえ、P63 第 5 章計画の推進、1 計画の推進体制、(2) 社会

	<p>素案の第5章計画の推進体制…では、住民・地域・関係団体との協働…とあります。法律や指針では、一人ひとりの住民参加がその策定手順と推進に当たって重要であると指摘しています。具体的には町内会・自治会段階での参画なども念頭にあります。しかし、素案では、「体制を確立して行きます」ととどまっています具体的な組織体制、運営方法などが書かれていません。新町長は「地区の社協部会ができるようにしたい」という12月議会答弁があったのではないのでしょうか。計画に具体化して欲しいと考えます。</p>	<p>福祉協議会との連携、の6行目～8行目を次のとおり変更します。</p> <p>「このことから、地域福祉の増進には両者が一体となった取組が不可欠のため、社会福祉協議会の体制づくり、運営体制の強化、「通いの場」の普及に向けて、大磯町社会福祉協議会が中心となって、各地域に支援ができるような体制づくりを支援するなど、これまで以上に連携を強化し、協力する体制を確立していきます。」</p>
41	<p>計画の点検・評価について 計画の実効性を高めて行くには、計画、実行、点検・評価、見直し・改善が必要との考えに同感です。素案では、「検証にあたっては、見直しを講じるとともに、次期計画…に反映します」との考え方にとどまっています。</p> <p>具体的な検証組織の設置や構成、少なくとも年2回の検証体制（検証委員会）を計画に盛り込むべきと考えます。</p>	<p>いただいた検証体制について、今後、検討していきます。</p>
42	<p>計画に盛り込む事項について 社福祉法改正により計画に盛り込む事項として「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項」(16項目)が示されています。以下の項目の挿入を検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の狭間の問題への対応の在り方 	<p>いただいたご意見につきまして、パブリックコメントでいただいた意見に対して変更・追加をすることで、全て含まれていると考えられます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開 ・居住に課題を抱える者 ・世帯への横断的な支援の在り方 ・自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ・役所・役場内の全庁的な体制整備 	
43	<p>悩みを軽減する「傾聴」の記載はどこにあるのか</p>	<p>「傾聴」に関しては、「施策 1-4 地域福祉の担い手の育成・確保」にあるボランティアグループの育成になり、本施策に取り組んでいくこととなります。</p>
44	<p>「地域」が具体的に見えてこないのは、区長連絡協議会に諮っていないことや社協の「地域福祉推進委員会」の存在が認知されていないことからくるのでは。ないかと考える。</p> <p>この基本的な有機的結びつきが生かされないと計画が軽く薄いものになるのではないか。</p> <p>アンケートも大切だが、もっと具体的な事例に基づく施策の展開が欲しい。</p>	<p>大磯町地域福祉計画策定委員会では、大磯町社会福祉協議会が推薦する者、大磯町地域包括支援センターが推薦する者と、協議を行っておりますので、大磯町社会福祉協議会の意見は反映されていると考えております。また、区長連絡協議会において、説明していく予定です。</p> <p>なお、もっと具体的な事例に基づく施策の展開につきましては、今後検討してまいります。</p>
45	<p>私は混乱している当町社会福祉協議会の問題を地域福祉のあり方としてどう考えたらよいか仲間と共に勉強してきました。勉強会は「はぐ」の会と言います。</p> <p>「はぐ」の会は英語で HUG … を抱きしめる。日本語で「育む(はぐくむ)」はぐくむ。よりよい福祉を！目指して集う仲間たちに、ふさわしい名称だと思っています。</p> <p>「会」では勉強の資料としてインターネット検索で「社会福祉協議</p>	<p>いただいたご意見は、取組を進めるうえで参考にさせていただき、本計画の推進に努めます。</p> <p>また、大磯町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携については、大磯町地域福祉計画を進めていく中で、社会情勢や大きな制度改正、地域の状況等も踏まえた上で、計画内容を精査し、計画の見直しを検討していきます。</p>

<p>会の組織・事業・活動について」(富士宮市)や「富士宮市地域福祉推進計画」を参考にしました。また、11月2日大磯港であった車椅子転落事件についても、40年も介護の末の事件です。どうして未然にふせげなかったのかの議論もしました。「この町の地域福祉は体をなしていない」が議論で出された率直な感想でした。昨年12月議会で、新町長は「社協の組織と運営の立て直しをする」と答弁され、町社協では会長の交代がありました。この変化をどのように評価するか、直近の勉強会で今後の展望を議論していたところです。</p> <p>その矢先、突然仲間から教えて頂いたのが(素案)「大磯町地域福祉計画」についてのパブリックコメントが、町のホームページにでていたことです。</p> <p>「はぐ」の会の皆がビックリ仰天でした。勿論社協関係者も寝耳に水で、直ぐに緊急招集がかけられました。パブコメなど中止させるべきだとの厳しい意見もありましたが、先ずは一旦うけとめて、これ以上大磯町福祉の恥の上塗りをさせないように、皆で努力しようということになり、このコメントになった次第です。</p> <p>(素案)大磯町地域福祉計画を、このまま進めては何故いけないのか。</p> <p>初めに、この(素案)大磯町地域福祉計画へのパブリックコメント(期間1/16～2/14)、が突如</p>	
---	--

<p>として実施されているように見えることです。「見えること」と表現したのは、これまでの経緯を町民の大多数が知られなかったということです。</p> <p>①昨令和4年2月14日 条例の一部を改正して、地域福祉計画を策定する為の策定委員会を設ける事が出来るようにした。</p> <p>②昨年7月5日（第1回）、9月15日（第2回）の委員会ではほぼ課題の議論を終えた。</p> <p>③10月25日 議会の福祉文教委員会に初めて説明をした。</p> <p>二回の議事録を読んだ印象です。議論が尽くされていません。表紙のキャッチフレーズでは盛り上がっていました。「おおきな海と空のもと」そんなこと言っている場合ではありません。観光ポスターではあるまいし、実務性を軽視する観念的発想です。</p> <p>唯一つ光って見えたものがあります。この様な町の福祉環境の中でも必死に頑張っている職員の方がいらっしゃることを知ることが出来たことです。</p> <p>地域福祉計画は自治体で作成することが決まっています。これまで多くの自治体が早くから手を付けて、練りに練って作成してきました。昨年時点で未策定のまま残っていた自治体は県内で、僅か2つの自治体だけです。その一つは県内唯一の“村” 清川村で、あと一つが大磯町でした。</p> <p>地域福祉計画は、社会福祉事業法等の改正があつて、平成15年4</p>	
---	--

<p>月より施行されました。厚生労働省社会保障審議会福祉部会（以下「社会保障審議会」と記す）は策定指針の在り方についてと題して、（一人ひとりの地域住民への訴え）という形で策定の手順を公表しています。（今から丁度 21 年前です）地域住民への訴えとは言っていますが内容はかなり専門的・具体的です。特に住民参加の必要性については、最重要なものとして記載されています。地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことにあります。地域福祉計画の策定・実行・評価の過程はそれ自体が、新たなコミュニティーを形成しつつ、地域福祉推進の実践そのものとなります。</p> <p>具体的に進めるためには、先ず仕組みを作ります。町レベル（計画策定委員会の役割）と小地域レベル（区長会・民児協を含めた各地区の役割）の情報の共有が大切です。（素案）ではこの仕組みが全く機能していません。町レベルと小地域レベルの一体的協力その中で特に大切とされるのが小地域レベルの推進役（以下単に推進役とします）による地域住民への直接的な働き掛けです。推進役の役割は、地域福祉計画策定の意義を共有したうえで地区住民に周知します。周知する内容は、地域福祉推進の主体となるのは地域住民の一人一人、パートナーで</p>	
---	--

<p>あることを確認しあい、各々の立場で、各々何が出来るかを話し合 って合意を形成していくという ものです。</p> <p>地域における推進には人づくり 大切です。人づくりには教育研修 活動も必要になります。意義の理 解や、動機付けが必要だからで す。策定委員会は必要な資料を提 供し、専門家を招いて話しを聞く ことなどの企画をします。そのよ うな役割を担うのが策定委員会 です。</p> <p>地域住民の一人一人が、地域への 繋がりを持ち、思いやりを持って 共に支えあい、助け合うという町 づくりの精神は、この様に福祉計 画策定を通じて、策定過程の中 で、育まれていくのです。然し、 大磯町の（素案）は、社会保障審 議会の策定指針を完全に無視し て策定されようとしています。大 磯町では小地域における福祉活 動は、これ迄上手く機能されてこ なかつたうえに、小地域の組織化 を担うべき役割を持った社協自 身が途中で機能不全になってい ました。小地域に対しても社協に 対しても、顧みることをしてこな かつた町の福祉行政は、またも事 の本質を置き去りにしたまま、法 の精神に反して、形だけの福祉計 画にしようとしています。</p> <p>企業における改革改善マネジ メント, TQC も小集団での活動が 基本にあるのです。富士宮市では 「寄り合い」開成町では「コミュ ニティー」厚労省は「通いの場」</p>	
---	--

<p>と呼んでいますね。「仕組みづくり」、「人づくり」、「そして手作り」、この三つが基本です。民生委員、児童委員、volunteer, 社会福祉法人、何よりも社会福祉協議会が福祉活動にどう関わって、どこまでやれるのか、そんな大元の議論が、実はこの地域福祉計画のスタートでなければなりません。県内の市町で策定が一番遅れたからと言って、ここへきて独善的なやっつけ仕事をされては、福祉の温かい手で救われなかった方は浮かばれません。これまで放置してきて、今急に何を急ぐのですか。たとえ1年～2年かかったとしても、他の先進市町に勝るとも劣らぬ地域福祉計画、地域福祉行動計画を策定しましょう。それが町民の願というものです。本気になってやるのです。支援して下さる方々にも本気度がシッカリ伝わるように！町民の一人として切に望みます。</p>	
--	--